

岐阜清流中学校いじめ防止基本方針

平成26年 3月策定

(平成30年 4月改定、平成31年 1月改定、令和 元年 7月改定、令和 2年 4月改定、令和 2年 6月改定、令和 3年 4月改定、令和 4年 4月改定)

はじめに

これまで岐阜清流中学校では「いじめアンケート」を基にした、いじめへの素早い対応を大切に、「ひびきあい集会」を開催するなどして、いじめを生み出さない集団の在り方を全校で考えている。

ここに定める「岐阜清流中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 理解

「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童生徒や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努める必要がある。

「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の

期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

- ①「いじめは、絶対に許されない」
 - ・いじめた者だけではなく、同調する者や傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。
- ②「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
 - ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。
- ③「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
 - ・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。
- ④「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」
 - ・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童生徒に対した個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の発達に重大な影響を及ぼす。「学級（学校）に入れない」「いじめている生徒を見るだけで足が震える、気持ちが不安になる」などの精神的苦痛を与え、不登校や自殺などを引き起こす原因ともなる深刻な問題である。さらに最近では、SNSなどのインターネットを使って生徒の悪口を書き込んだりする「ネット上のいじめ」も頻繁に発生している。

したがって、本校では、いじめの問題に対して次のような認識を持って、全職員が一丸となって組織的に取り組み、家庭や地域及び関係機関等と連携を密にして、生徒がいじめをしないだけでなく、傍観者となっていじめを見逃さない、いじめを許さないように指導していかなければならない。

- ・いじめは、いじめを受けた子どもの人権を侵害し、人間として絶対に許されない行為である。
- ・いじめはどの学校でも、どの学級にも、どの子にも起こりうる問題であり、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決する。
- ・いじめは遊びやふざけなどを装って行われることがあるので、判断がしづらいことがある。日頃から児童生徒を見守り、彼らが示す変化や危険信号を見逃さないように我々はアンテナを高くして早期発見に努める。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり

～誰も一人ぼっちにさせない～

【学校が生徒に示す4つの約束】

- 1 どの子も全力で応援する →誰も一人ぼっちにさせない
- 2 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する
→いじめはみんなで必ず止める
- 3 いつでもどんな相談も聞く→どんなことも受け止める
- 4 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう
→いじめ解決に向けて、状況確認など、直ちに動きだしを必ず始める。

本校では、「志高く」を校訓として、学校教育目標「聴き合い 学び合い 共に未来創造」の達成に向けて、道徳的実践力や人権意識を高めることに重点を置いて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害であり、いじめは絶対に許されないことであるから、いじめられている子がいたら全職員で必ず守り抜いて、いじめに立ち向かう。

(6) 保護者の責務等

学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめ防止等のための取組に協力するように努める。

2 いじめの未然防止のための取組 (自己肯定感や自己有用感を高める取組)

(1) 魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、規範意識、主体性、自治力・自浄力等を育成する指導）

- ・自他の存在を認めあえるようにコミュニケーション能力を高め、互いに深めあえる学習を通して分かる・できる喜びが味わえる授業を展開する。
- ・互いに関わりあいながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していく学級活動、学年・学校行事に取り組む。
(帰りの会での仲間同士でよさを認め合う)
- ・生徒会が中心となって、いじめをなくすための取組を行う。いじめをテーマにした学習をし、「いじめをしない」ことを訴えたポスターや標語募集や生徒会宣言を考えるなど、生徒が自分たちの力で自発的・自主的に活動に取り組めるようにする。

- ・いじめ防止月間の設置をする。6月と12月に、いじめ防止に関わる生徒会と連携した学習を行う。

(2) 安心感を生み出す指導

- ・教師と生徒との相談活動や「生活記録」を通して、生徒の心情に理解に努める。
- ・生徒と生徒、教師と生徒のコミュニケーションを大切に活動を進め、生徒の安心感を生み出す。

(3) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・相手の人権を尊重する人権教育を充実させ、生命尊重の精神や思いやりの心を養うために人権教育月間を位置づけ、人権をテーマに作文を書くことなどを通して理解を深める。

(4) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・自ら課題を見つけ、自ら考え主体的に判断して、よりよく課題を解決する能力を育てるために、全ての教育活動を通じた指導の充実を図る。

(5) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、かつ迅速に対処できるように、授業でインターネットや携帯電話、タブレット端末の使用に係る情報モラル教育を行う。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図る。PTAの授業参観でいじめを扱う授業を提供して感想を聞いたり、学年・学級通信などでいじめの実態や指導方針を示したりして、家庭での理解と協力を求める。さらに携帯電話やゲームなど通信機器を利用する際のルール作りを進める。
- ・スマホ・携帯安全教室を位置づけ、外部講師からトラブル事例を学ぶことで、生徒や保護者の意識を高め、トラブルを予防する実践力を身につける。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめがあったときに見逃がさず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・朝や帰りの会、学活において、自分を見つめる時間をもつと同時に、仲間の良さを見つけることや、認める合える時間を設定することで、仲間とのつながりを深めることを大切にする。

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめを早期発見するため、在籍する生徒に対して定期的な調査を実施する。
年3回、生徒対象いじめについてのアンケート調査（6月、10月、2月）、アセスメントシステムSTARの活用（6月、11月）

(3) いじめの疑いにある事実に係る情報の連携体制の徹底

- ・全教職員の共通理解をもとに、生徒の話を聞くこと、見守ること、声かけをすること、認めることなどを大切にされた姿勢を貫く。
- ・迅速かつ適切な情報の共有化を図るために、いじめ対策監が情報を集約して管理する。

(4) 教育相談の充実

- ・生徒及び保護者がいじめに係って安心して相談できるよう、相談体制を整備する。

①教育相談週間を設けて、生徒の心の悩みや不安をじっくり聞き取る。

年3回（6月、11月、2月）

②スクールカウンセラーとの連携した相談活動を推進する。

定期的な相談活動や家庭訪問の実施

(5) 教職員の研修の充実

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- ・インターネットを通じて行われる人権侵害に関わっては、外部講師を招き、インターネットや携帯電話の使用に係る情報モラル研修会等を行う。

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、その日のうちにすみやかに事実の有無の確認を行う。いじめの事実が確認された場合は「学校いじめ防止等対策推進会議」を開き、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの問題に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(7) 関係機関との連携

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、岐阜市教育委員会・岐阜北警察署に直ちに報告し、その後エールぎふ、子ども相談所など関係諸機関と迅速かつ親密に連携して対応にあたる。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録および共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的に行うため、以下の委員により構成される「いじめ防止等対策推進会議」を設置する。

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、いじめ対策監、ブロック主任いじめ対策監、学年主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー 等

学校職員以外：PTA会長、自治会連合会会長、青少年育成推進員、PTA地域生活委員、民生児童委員、学校運営協議会委員（長）等

5 岐阜清流中学校いじめ防止プログラム

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会の実施（「方針」、前年度の実態と対応等） ・ホームページ等による「方針」等の発信 ・毎週木曜日「学校いじめ防止等対策推進会議」を実施 ※毎週月曜日の職員打ち合わせで生徒に関わる情報交流を実施 ※「学びの集会」（全校オリエンテーション）の実施 ・教育相談（2者・3者）の実施（家庭訪問の廃止） 	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA総会で「方針」説明 ・毎週木曜日「学校いじめ防止等対策推進会議」を実施 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回アンケート調査の実施、教育相談の実施 ・いじめ・不登校未然防止研修会（アドバイザー講話） ・毎週木曜日「学校いじめ防止等対策推進会議」を実施 ※「いじめ0集会」の開催 ・アセスメントシステムの実施 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめについて考える日」（7月1日） ・毎週木曜日「学校いじめ防止等対策推進会議」を実施 ・いじめ防止強化週間（生徒会との連携） ・PTA地域生活委員会地区懇談会（講話） ・職員会（夏休み前までのいじめ防止の取組の振り返り） ・関係諸機関との連携会議 エールぎふ 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会（ネットいじめ・教育相談） ・「学校いじめ防止等対策推進会議」を実施（評価） 	夏季休業中の指導

9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等による取組経過等の報告 ・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 ・毎週木曜日「学校いじめ防止等対策推進会議」を実施 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週木曜日「学校いじめ防止等対策推進会議」を実施 ・関係諸機関との連携会議 ・第2回いじめアンケート調査 ・人権ライブ講話ガイダンス 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の実施 ・生徒会主催による「ひびきあい集会」 ・毎週木曜日「学校いじめ防止等対策推進会議」を実施 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える集会 ・毎週木曜日「学校いじめ防止等対策推進会議」を実施 (いじめ防止対策の取組についての中間交流) 	冬季休業中の指導
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画 ・毎週木曜日「学校いじめ防止等対策推進会議」を実施 ・第3回いじめアンケート調査 ・法教育授業（弁護士） 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のスキルアップトレーニング（SCの協力） ・いじめ・不登校未然防止研修会（アドバイザー講話） ・教育相談の実施 ・生徒会の取組のまとめ ・毎週木曜日「学校いじめ防止等対策推進会議」を実施 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・毎週木曜日「学校いじめ防止等対策推進会議」で評価する。 	

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法第23条に基づいて明示）

【組織対応】

- ・「学校いじめ防止等対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等校長の指導のもと、いじめ対策専門監を中心として役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）児童生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童生徒への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童生徒及び保護者への指導を見届ける。

- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童生徒に対しては、3カ月は、（毎日）校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童生徒を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応を行う。
- ・同様に、いじめた側の児童生徒に対しても、保護者と連携して児童生徒の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

（２）「重大事態」と判断された時の対応（法第28条・条例第12条に基づいて明示）

（重大事態の認識や重大事態と判断した後の主な対応など）

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

[主な対応]

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報して、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ①いじめの未然防止の取組に関すること
 - ②いじめの早期発見の取組に関すること
 - ③いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

○個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、児童生徒が記入したアンケート調査用紙が資料として重要となることから **（最低でも）生徒が卒業するまでの期間保管**する。なお、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、**指導要録との並びで保存期間を5年**とする。また、全ての資料などは、その保存期間の終了に裁断によって確実に破棄することとする。（卒業後）

○指導記録について

- ・1事案1ファイルとして、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童生徒の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。